



和田ゆかい

ビジネスマナーちょっと得する話 162



みなさんこんにちは。9月に入っても暑いですね。皆さん、お体お変わりないでしょうか？9月は月がとってもきれいです。若い頃から秋の月を見上げるのが好きで、よくドライブがてら海に行き、ポーっと月を眺めていたこともあります。

もちろんお月見のお団子も大好きですけどね！

さて、今回は「におい」についてお話をしました。今回は、公共の場の使い方についてお話いたします。公共の化粧室を利用すると、どうしてもこんなにも汚してしまうの

だろうとを感じる事があります。ここは女性の化粧室なのだろうかと愕然とすることがあります。お掃除をしてくれる人がやってくれるという甘えからくるのでしょうか？その方がやるのが当たり前と思っているからでしょうか？本当にガックリします。

この間、公共の温泉で、お掃除をしている方に「いつもありがとうございます」と声をかけたら、「そんな風に言って下さって嬉しいです」と言われました。いやいや、いつもこちらが気持ちよく過ごさせていただいてありがとうございますですよって感じですが。声をかけた方が気持ちいい気分になりました。

使う方一人一人がちょっとした気遣いで、きれいには保てると思いませんか？

化粧室で、手を洗う場所に髪の毛が落ちている洗面台を良く見かけますが、ティッシュでちょっと拭きとりゴミ箱に捨てるだけでも洗面台のきれいさは保てます。次に使う方が気持ちよく使えるようにするのも、大切な心遣いです。

先日、久しぶりに公共の場でお化粧をしている女性を見かけました。せっかく美しくなるためにお化粧をするのに、公共の場で行うという行為に恥じらいは感じませんでした。時間を無駄にしないという事なのか、どのような事なのか理解できません。

そもそも、お化粧をする、身だしなみを整える事は相手に対して敬意を表すひとつです。大切な方に会う、素敵な場所にお出かけするような時は、お家で身支度を整え、お化粧も髪型も整えて、相手に方に会ったり、素敵な場所にいきますよね？

公共の場でお化粧をするという事は、目の前の人にはどう見られても関係ない、目の前に人に気を使っていない事の表れにつながります。

公共の場を使ったら、使った後のちょっとした行動一つで、次に使う方が気持ちよく使えるという連鎖があれば、街はとってもきれいになりますよね。

また、出かける際の身だしなみも、時間に余裕を持って、お家で準備ができた方が良いでしょう。そして、お出かけしている中での化粧直しは化粧室で行うのが良いでしょう。

朝の時間は確かに忙しいですが、少しゆとりをもって朝起きるなど、時間調整も必要です。

せっかく、お化粧をして美しくなるならば、立ち振る舞いも美しくしたいものです。日本人ならではの、恥じらいを躰の中でも伝えて欲しいと思います。

ちょっとした、時間のゆとりや、気遣いで、公共の場も気持ちがよくなり、キレイを保てることでしょう。

“恥じらいを忘れずに！！”



facebookやっています。
<和田ゆかい>で検索！
ビジネスマナーコンサルタント



～人材が人財に変わる時116～



FORTNITE

先日、小3年の息子が急に「パパ、フォートナイトやりたい」と、言ってきました。

フォートナイトとは、オンラインゲームの一つで、ひとことで言うとバトルロイヤルゲームです。宝箱などから、銃などのアイテムを収集し、100人同時にスタートして最後の1人に生き残るまで、ガンアクションで戦い合います。全世界的で流行し、現在も根強い人気のあるオンラインゲームです。オンラインだけあり、対戦相手は別の場所でゲームをしている「人」であり、CPUと戦うだけだった昔のゲームとは違います。同級生の中でも流行っているようで、学校から帰ってくると早速ヘッドセットをつけ、オンラインで友達と喋りながら楽しんでます。

パパもやろうと誘われ、一緒にやってはいるものの、3Dでの操作は、2Dになれている私世代には四苦八苦。息子の足をひっぱりながら、敵を倒しては二人で盛り上がっています。

青色申告特別控除が使えなくなる？

所得税基本通達で一部改正案があった中に、事業所得が300万円以下である場合は、事業所得ではなく雑所得として扱うというものがありました。

昨今の副業ブームにメスを入れようという動きと捉えられます。

現在は、大手ECサイトのAmazonを使ったネット物販や、せどりなどを副業で行なうことが、とても流行っています。

これらのような副業にメス入れる動きですが、これが決定しますと本業として事業をされていていらっしゃる方々にも大きな影響が出て参ります。

雑所得になると・・・

事業所得で適用を受けられている青色申告の65万円控除が出来なくなります。極端な話、65万円の収入があってもこの控除が使えれば所得は0円となるので、税金は発生しません。給与所得とは別にこれだけ手元に残るのは大きなことですよね。更に、仮に赤字が出た際の欠損を翌年に繰り越すことも、他の所得と損益通算することも、出来なくなります。

雑所得には、記帳義務がないものの、インボイス発行事業者である場合は、記帳・記録保存は義務であり、結果として記帳が必要になると、良いところなしです・・・。

国税庁次第

300万円以下でも事業所得と見なされることもあります。事業所得かどうかは確定申告と事業実態を見て、国税庁が個別判断するとされています。

雑所得と判断された場合、思わぬ税金の支出が発生する可能性もあり、改正案に各所から大きな反発があることも頷けます。

しばらくこちらの動向は注視していきたいものですね。

筆者：木村隆人（きむらたかひと）
笑顔と清潔感を大切に、真摯な姿勢と情熱をもって対応することを心がけています。そして内面は常に
プログレッシブ（漸進的）な考えで
行動することを信念としています。
日の出からサーフィン、真冬のキャンプなど
アクティブな活動が大好きです！

一人息子を溺愛しながら子育て奮闘中！



皆さん、こんにちは。立秋も過ぎ、暦の上では秋が始まっていますが熱中症には注意が必要です。水分補給を忘れずに時間で飲む癖付けをすると良いそうです。

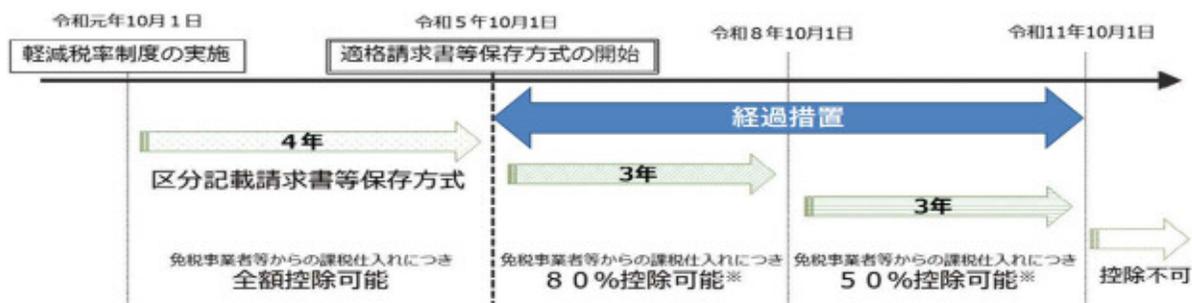
それでは、今月は令和5年10月1日から始まるインボイス制度に向けて、免税事業者の方の対応についてお話いたします。

インボイス制度のもとでは、インボイス(=適格請求書)のない仕入については、仕入税額控除ができません。適格請求書を発行できるのは、課税事業者でかつ適格請求書発行事業者として登録した者だけです。免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることが出来なくなります。(制度開始後6年間の経過措置があります。)免税事業者のままの場合には、売上先から消費税相当額の値引きを要求されたり、取引の継続困難を通告されたりする惧れがあります。

そこで、免税事業者の方は、課税事業者となり適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかを検討する必要があります。(非課税サービスのみを提供している場合、及び売上先が消費者、免税事業者、簡易課税制度を選択している事業者である場合には、適格請求書を要求されることがありませんので、免税事業者のままでは問題はありません。)

課税事業者を選択し、適格請求書発行事業者の登録を受けた場合には、消費税の申告・納税が必要となります。適格請求書の交付、写しの保管、原則課税の場合には受け取った適格請求書の保管など、消費税に係わる事務負担もあります。売上先の構成を見て慎重に検討する必要があります。

ここで、先に述べた制度開始後の6年間の経過措置についてご説明いたします。



上の図のように、先の3年間は80%が、その後50%が仕入れ税額控除することが可能ですが、6年を過ぎますと控除することが出来なくなります。

令和5年10月1日から適格請求書の発行事業者となるためには、原則令和5年3月31日までに手続きをする必要があります。手続きの簡素化や期限の延長等もごさいます。

ご不明な点等は、ご相談くださいませ。